証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)

国家	第三条の二(令第一条の四第二項第二号ロに規定する内閣府令で定め(適格機関投資家を除くための要件等)) 改正案
	め (新設)
	現
	行

代えて、 ものとみなす。 報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条 限情報」という。 以下この条において「当該他の適格機関投資家」という。 投資家(以下この条において「当該適格機関投資家」という。 この場合において、 において「電磁的方法」という。)により提供することができる。 を得て、当該書面に記載すべき情報(以下この条において「転売制 号の規定による書面の交付を含む。 令第一条の四第二項第二号口の規定による書面の交付 (前項第二 第五項で定めるところにより、当該他の適格機関投資家 ()を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 当該適格機関投資家は、 以下この条において同じ。 当該書面の交付をした の承諾

算機に備えられたファイルに記録する方法 を通じて送信し、当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計機関投資家の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線機関投資家の使用に係る電子計算機と当該他の適格

П

家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記は受けない旨の申出をする場合にあっては、当該適格機関投資家の閲覧に供し、当該他の適格機関投資家の閲覧に供し、当該他の適格機関投資家の閲覧に供し、当該他の適格機関投資家の関覧に供し、当該他の適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて当該当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたフ

録する方法)

- ければならない。 は、当該他の適格機関投資家がファイルへ の記録したものを交付する方法 は、当該他の適格機関投資家がファイルへ の記録したものを交付する方法 は、当該他の適格機関投資家がファイルへ の記録といておくことができる物をもって
- 家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示して報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該他の適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報会社情では、第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、当該適格機関投資家の使用に係る第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、当該適格機関投資家
- 書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 第二項各号に規定する方法のうち発行会社が使用するもの

ファイルへの記録の方式

- 場合は、この限りでない。

 場合は、この限りでない。

 場合は、この限りでない。

 「だし、当該他の適格機関投資家が再び前項の規定による承諾をしただし、当該他の適格機関投資家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該他の適格機関投資家は、当該他の適場の規定による承諾を得た当該適格機関投資家は、当該他の適
- 7 令第一条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める方式は、

げる有価証券に限る。)に転売制限が記載されているものとする。適格機関投資家が取得した当該有価証券(令第一条の五第二号に掲

- げる有価証券を除く。以下この項において同じ。) が次の各号のい適格機関投資家が取得した当該有価証券 (令第一条の五第二号に掲8 令第一条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、
- | いる場合 | 当該有価証券に前項に規定する方式に従い転売制限が付されて

ずれかに該当する場合とする。

が付されている場合」「当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称」

(勧誘の相手方に該当しないための要件等)

、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることと第三条の三(令第一条の四第三項に規定する内閣府令で定める条件は

分に応じ、当該各号に定めるものとする。行者である会社(以下この条において「発行会社」という。)の区めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発2.令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定2.令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定2.

-- (略)

、17.50。 、次の各号に掲げる発行会社の区分に応じ、当該各号に定めるもの、 次の各号に掲げる発行会社の区分に応じ、当該各号に定めるものは3 (令第一条の四第三項第二号口に規定する内閣府令で定めるものは

内国会社 令第一条の四第三項に規定する取得の申込みの勧誘

(勧誘の相手方に該当しないための要件等)

する。 、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることと「第三条の二」令第一条の四第二項に規定する内閣府令で定める条件は

分に応じ、当該各号に定めるものとする。行者である会社(以下この条において「発行会社」という。)の区めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発2(令第一条の四第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定

、次の各号に掲げる発行会社の区分に応じ、当該各号に定めるもの3(令第一条の四第二項第二号口に規定する内閣府令で定めるものは

|・二 (略)

とする。

一 内国会社 | 令第一条の四第二項に規定する取得の申込みの勧誘

いない場合には、これらのものに準じて作成されたもの)の又はその承認を受けたもの(設立後定時株主総会が召集されて三条第一項に規定するもので、直近の定時株主総会に報告したもを行おうとする日以前に終了した事業年度に係る商法第二百八十

二 (略)

- 記載した書面を交付することにより行わなければならない。前項に定めるもの(以下この条において「会社情報」という。)を4.令第一条の四第二項第三号ロの規定により交付を行う場合には、
- 、当該発行会社は、当該書面の交付をしたものとみなす。

 「以下この条において「使用人」という。)の承諾を得て、会社情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利報を電子情報処理組織を使用人」という。)の承諾を得て、会社情が過程を表現して、第八項で定に、当該発行会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、第八項で定に、当該発行会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、第八項で定に、当該発行会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、第八項で定に、当該発行会社は、当該書面の交付をしたものとみなす。
- の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該使用人イー発行会社の使用に係る電子計算機と使用人の使用に係る電子電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの

口 (略)

二 (略)

ことにより書面を作成することができるものでなければならない。6 前項各号に掲げる方法は、使用人がファイルへの記録を出力する

/ (略)

8 発行会社は、第五項の規定により会社情報を提供しようとすると

いない場合には、これらのものに準じて作成されたもの)の又はその承認を受けたもの(設立後定時株主総会が召集されて三条第一項に規定するもので、直近の定時株主総会に報告したもを行おうとする日以前に終了した事業年度に係る商法第二百八十

一 (略)

4

- 方法」という。)により提供することができる。この場合において用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的のところにより、令第一条の四第二項第二号口に規定する使用人のるところにより、令第一条の四第二項第二号口に規定する使用人のあところにより、令第一条の四第二項第二号口に規定する使用人の表において「使用人」という。)の承諾を得て、会社情報のところにより、令第一条の四第二項第二号口の規定により交付を行う場合には、令第一条の四第二項第二号口の規定により交付を行う場合には、
- 用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使イ(発行会社の使用に係る電子計算機と使用人の使用に係る電子)の電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの)

当該発行会社は、当該書面の交付をしたものとみなす。

口 (略)

二 (略)

(略)

6

前項各号に掲げる方法は、

使用人がファイルへの記録を出力する

8 発行会社は、第四項の規定により会社情報を提供しようとすると

ことによる書面を作成することができるものでなければならない。

なければならない。的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得きは、あらかじめ、当該使用人に対し、その用いる次に掲げる電磁

, (略) (略)

(適格機関投資家の範囲)

。 き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る 号及び第二十号に掲げる者については金融庁長官が指定する者を除 とする。ただし、第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八 この条において「適格機関投資家」という。)は、次に掲げるもの 第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者(以下

| ~ 十 (略)

易生命保険資金の管理及び運用をする者三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡十一 日本郵政公社法 (平成十四年法律第九十七号)第二十四条第

十二~十五 (略)

規定により登録を受けたものに限る。)十六(令第一条の九第五号に掲げる者(法第六十五条の二第一項の)

届出を行った者(当該届出が行われた日の属する年の九月一日か資本の額が五億円以上である場合に限る。)のうち金融庁長官に三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社(当該業務を行う十七 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の

なければならない。的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得きは、あらかじめ、当該使用人に対し、その用いる次に掲げる電磁

一・二 (略)

9 (略)

(適格機関投資家の範囲)

金融庁長官が指定する者に限る。 は金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者についてはとする。ただし、第一号から第十四号の二までに掲げる者についてこの条において「適格機関投資家」という。) は、次に掲げるもの第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者(以下

| ~ 十 (略)

の積立金の管理及び運用をする者十一の郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計

十二~十五 (略)

(新設)

(新設)

5一年を経過する日までの間に限る。)

限責任組合 年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有一八 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十二人

十九 厚生年金基金(最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照

新設)

払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支九条第一項の規定により提出されたものに限る。)における流動表(厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十

過する日までの間に限る。)及び厚生年金基金連合会た者(当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経百億円以上であるものに限る。)のうち金融庁長官に届出を行っ

た者(同項第二号に掲げる業務を行う場合に限る。)条第一項第二号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受け二十一都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十九

ものをいう。)の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十七のをいう。)の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十七、方式の書(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第二十号の二に規定する内国会社に限る。またおける有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関策における有価証券(財務諸表等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大報告書をいう。以下この号及び第三項において同じ。)を提出して「財務諸表等規則」という。)第十七条第一項第四号に掲げるで、財務諸表等規則」という。)第十七条第一項第四号に掲げるで、財務諸表等規則」という。)第十七条第一項に規定する有価証券で、財務諸表等規則第三十四条第一項に規定する有価証券で、財務諸表等規則第三十四条第一項に規定する有価証券により、対象諸表等規則第三十四条第一項に規定する有価証券により、対象諸表等規則第三十

(新設)

(新設)

のをいう。)の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十二合物のをいう。)の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十二合規)(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号においてで、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載された貸借対照表で、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に規定する内国会社に限る。)で財務諸表等規則」という。)第十七条第一項第四号に掲げるものをいう。)の金額及び投資有価証券報告書に記載された貸借対照表で、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び第三項において同じ。)を提出して告書をいう。以下この号及び第三項において同じ。)を提出して告書をいう。以下この号及び第三項において同じ。)を提出して告書をいう。)の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十二

間に限る。)が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までのが行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの円以上であるもののうち金融庁長官に届出を行った者(当該届出二条第一項第一号に掲げるものをいう。)の金額の合計額が百億

2 第十六号、第十八号若しくは第二十号に掲げる者で同項ただし書の 場合を除く。)には、その者が前項第一号から第十四号の二まで、 くは第二十号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者 の者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号若し 誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条 ても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧 に掲げる者について当該各号に規定する期間を経過した場合におい を解除された場合又は同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号 指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定 いた者であった場合若しくは同項第十七号、第十九号若しくは第二 に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はそ し又は買い付けた場合 (当該取得又は買付けの際に、当該有価証券 定により前項各号に掲げる者が人数の計算から除かれた場合に限る イに掲げる場合又は同号口に掲げる場合 (令第一条の四第二項の規 同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されて その発行の際にその取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号 一号に掲げる者について当該各号に規定する期間を経過している |項を適用する に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得 2

に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者 (以下この項3) 第一項第十七号、第十九号又は第二十一号の規定により当該各号

間に限る。)が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までのが行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの円以上であるもののうち金融庁長官に届出を行った者(当該届出条第一項第一号に掲げるものをいう。)の金額の合計額が五百億

を適用する。

| 届出を行おうとする者(以下この項において「届出者」という。)| 3 第一項第十六号の規定により同号に掲げる者として金融庁長官に

での間に、 出を行おうとする日の属する年の七月一日から一月を経過する日ま ればならない。 る財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなけ において「届出者」という。) 次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、 ţ その旨を記載した書面を当該届 当該各号に定め

第一項第十七号に掲げる者に係る届出者

支局長 価証券報告書を提出しなければならない財務局長又は福岡財務 有価証券報告書を提出しなければならない者に該当する場合 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十条の規定により有

ては、 イ以外の場合 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっ 福岡財務支長局) 当該届出書の本店の所在地を管轄する財務局

財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 の有価証券報告書を提出した財務局長又は福岡財務支局長 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者 第一項第二十一号に掲げる者に係る届出者 当該届出書の本店又 (当該所在地が福岡 当該届出者の直近 福岡財務支局長)

4 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 る旨の制限(以下この条において「転売制限」という。) が付され ていることが明白となる名称が付されていること及び当該転売制限 該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止され 令第一条の五第二号に規定する内閣府令で定める方式は、当

> Ιţ 融庁長官に提出しなければならない。 価証券報告書を提出した財務局長又は福岡財務支局長を経由して金 の七月一日から一月を経過する日までの間に当該届出者の直近の有 その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年

4 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 が禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。 家をいう。以下この条において同じ。) に譲渡する場合以外の譲渡 証券に適格機関投資家(第四条第一項各号に規定する適格機関投資 令第一条の五に規定する内閣府令で定める方式は、当該有価

が付されている旨が当該有価証券に記載されているものと
るもの
のとする。

(削る)

の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満のとする。) が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次

たすものとする。

一 社債券 (特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げるすべての要件

いること。
「いること。」
「転売制限が付されている旨が当該普通社債券等に記載されて

されていること。

立れていること。

立れていること。

立れていること。

立れていること。

立れていること。

立れていること。

立れていること。

、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されているこ得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において証券とみなされる令第一条の三に定める権利 当該有価証券の取三 外国投資信託の受益証券及び法第二条第二項の規定により有価

(削る)

(削る)

ることとする。号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当する。今第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各

__ | 当該普通社債券等を記名式に限る旨の定めがされていること

いること。ハー・転売制限が付されている旨が当該普通社債券等に記載されて

回 当該有価証券の裏書が禁止され、かつ、転売制限が付されて

いる旨が当該有価証券に記載されていること。

権利(次に掲げるすべての要件)第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの及び同条(外国投資信託の受益証券、法第二条第一項第九号に掲げる有価)

| 称が付されていること。 | 一当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名

る旨が記載されていること。説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されてい一当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を

当該各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。 閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、 前項の規定による要件のほか、令第一条の五第三号に規定する内

2

区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。 が次の各号に掲げる有価証券である場合であって、当該有価証券の 第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号まで 、社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号。以下 令第一条の五に規定する内閣府令で定める場合は、 記名式に限る旨の定めがされているものに限る。) 又は法第二条 「振替特定社債」という。) に係るものを除き、当該社債券を無 でを除く。) に規定する資産流動化法に規定する特定社債 (以下 おいて準用する社債等振替法第六十六条 (同条第一号イからホま 相互会社の振替社債」という。) 及び社債等振替法第百十八条に 除く。) に規定する保険業法に規定する相互会社の社債 (以下「 下単に「振替社債」という。)、社債等振替法第百十七条におい て準用する社債等振替法第六十六条 (同条第一号イからホまでを 「社債等振替法」という。) 第六十六条に規定する振替社債 (以 社債券(新株予約権付社債券等、 令第一条の五に掲げる社債券 当該有価証券

---ハ (略)

イ・ロ (略)

三 (略)

第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次四 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 当該有価証券に

のいずれかに該当する場合

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され

除く。) 表示されるべき権利(以下「振替外債」という。)に係るものを第一号を除く。)に規定する外国又は外国法人の発行する債券に法第百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条会第一条の五に掲げる社債券の性質を有するもの及び社債等振替に掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券等、に掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債券等、

イ~ハ (略)

この号において「振替債等」という。) に規定する投資信託及び持済法人に関する法律に規定する投資法人債、相互会社の振替社債、振替特定社債、社債等振替法第六十六条(同条第一号を除く。)に規定する資産流動化法に規定する投資法人債、相互会社の振替社役資法人に関する法律に規定する投資法人債、相互会社の振替社下「振替投資信託受益権」という。) に規定する投資信託の受益権(以下「振替特定目的信託受益権」という。) に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、相互会社の振替社下「振替投資信託受益権」という。) に規定する投資信託及び持法第六十六条(同条第一号を除く。) に規定する投資信託及び持法第一、抵替社債、社債等振替法第百十五条において準用する社債等振

イ・ロ (略)

(略)

(新設)

場合で、同号に定める場合に該当する場合の一般の一般の一般の一般の一般である場合で、同号に定める場合に該当する場合で、同号に定める場合で、同号に定める場合では、同号に掲げる有価証券に該当する

- 場合で、同号に定める場合に該当する場合の「同号に定める場合に該当する場合の「場所のののでは、「のののでは、「ののでは、「ののののでは、「のののでは、「のののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「の
- | 転売制限が付されている場合 | 「一会で、当該売買される有価証券に第一項に規定する方式に従いる有価証券が第一号又は第三号に掲げる有価証券に該当する場 | 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され
- が同号に定める場合に該当する場合る権利が前項第三号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利ニー当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され
- の売買その他の取引が行われない場合 ホ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券

のいずれかに該当する場合 第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 当該有価証券に

のに係るものである場合で、同号に定める場合に該当するもる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当するもい。当該有価証券に表示される権利が令第一条の五第一号に掲げ

- げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権ハ 当該有価証券に表示される権利が第一号若しくは第三号に掲

(新設)

ار	
3 令第一条の五第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、法	(削る)
	である場合で、同号に定める場合に該当する場合
	二 当該償還により取得する有価証券が第五号に掲げる有価証券
	である場合で、 同号に定める場合に該当する場合
	八 当該償還により取得する有価証券が第四号に掲げる有価証券
	場合
	げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する
	口 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五第二号に掲
	ものに係るものである場合
	げる有価証券に該当する場合で、同号に定める場合に該当する
	イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五第一号に掲
	、次のいずれかに該当する場合
	券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ
	償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証
	該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。) により
	第一条の五第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券 (当
	第九号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令
(新設)	六 社債券 (新株予約権付社債券等を除く。) 及び法第二条第一項
	その他の取引が行われない場合
	ホ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買
	該当する場合で、当該権利が同号に該当する場合
	二 当該有価証券に表示される権利が前項第三号に掲げる権利に
	されている場合
	利に係る有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

ることとする。 号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当すっ。 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各

(略)

に該当する場合社債(以下この号において「振替債」という。) 次のいずれかは債(以下この号において「振替債」という。) 次のいずれか二 振替社債、振替投資法人債、相互会社の振替社債及び振替特定

- 口 (略)

三 六の二 (略)

べての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合。 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券 前項に定めるす

1 (略)

れている場合 される有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付さ される有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付さる有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され

予約権証券又は新株予約権付社債券等の性質を有するものとする。資証券で投資証券に類する証券を除く。)、新株引受権証書、新株定する株券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当す3.令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各

一 (略)

ることとする。

において「振替債」という。) 次のいずれかに該当する場合二 振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債 (以下この号

イ・ロ (略)

三 六の二 (略)

べての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合七、法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券、前項に定めるす

イ (略)

れている場合 される有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付さ される有価証券に第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買 る有価証券が令第一条の七第二号に掲げる有価証券又は第一号口 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買され

八 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 三に定める権利 次のいずれかに該当する場合 べての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の する場合で、当該権利が同号イに該当する場合 る有価証券又は第一号若しくは第三号に掲げる有価証券に該当 号イに該当する場合 る権利が第九号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同 するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に 第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合 (略) 当該有価証券に表示される権利が第九号に掲げる権利に該当 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第二号に掲げ (略) 第四号口に定める要件に該当する場合 第五号に定める要件を満たす場合 (略) (略) 前項に定めるす 九 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の 八 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 八 三に定める権利 二 (略) ハ 当該有価証券に表示される権利が第七号に掲げる権利に該当 べての要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する場合 する場合で、当該権利が同号イに該当する場合 第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合 するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に る有価証券又は第一号若しくは第二号に掲げる有価証券に該当 (略) 号イに該当する場合 る権利が第七号に掲げる権利に該当する場合で、当該権利が同 当該有価証券に表示される権利が令第一条の七第二号に掲げ 第三号口に定める要件に該当する場合 (略) (略) 第四号に定める要件を満たす場合 次のいずれかに該当する場合 前項に定めるす